

農地転用許可申請 必要書類等

	区 分		書類の内容	請求先等	提出 部数	チェック 欄
	法人	個人				
必要 書類	○	○	許可申請書 第4条第1項 様式第1-1号 第5条第1項 様式第1-2号	(市)農業委員会	正副 1部	
	○	○	申請様式第1-3号		1部	
	○	○	申請地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る)(申請3ヶ月以内のもの) ※原本を提出すること。	法務局	1部	
		○	譲渡人(賃貸人)が土地の所有者であることを確認できる書類 ①相続後未登記の場合 ・相続関係系図 ・戸籍謄本 ・除籍謄本 ・相続放棄申述受理謄本等 ②住所変更後で未登記の場合 ・住民票の写し ③氏の変更後で未登記の場合 ・戸籍謄本等	(市)市民課	1部	
	○	○	位置図(1/25,000程度の縮図)		1部	
	○	○	案内図(住宅地図上での表記)		1部	
	○	○	公図の写し 申請地を着色し、隣接する土地の「所有者名、現況地目、地番、地積」 を記入する。	法務局	1部	
	○	○	特定図(求積図) ※筆の一部分の転用である場合		2部	
	○	○	土地利用計画図 縮尺1/500 ～ 1/2,000 程度とし、転用区域、建物・施設の配置・形状・施設間 の距離等が具体的に明らかにされた図面。 ※給排水計画線も明記すること。		1部	
	○	○	建物の平面図		1部	
	○	○	計画縦横断面図 ※大規模な盛土・切土を行う場合等		1部	
	○	○	隣接地の同意書 ※隣接地が農地の場合		1部	
	○	○	その他利害関係者の同意書		1部	
	○	○	地元土地改良区の意見書 (土地改良区域内 区域外) ※日光市土地改良区 住所 日光市大室991番地 日光市農村環境改善センター TEL 0288-26-5133	土地改良区	1部	
	○	○	事業計画書 1.転用行為の必要性 2.土地の選定理由 3.土地利用計画 4.資金計画 5.周辺農地への被害防除対策 6.他法令の状況		1部	
	○	○	金融機関が発行する①預貯金残高証明書、②融資証明書(3ヶ月以内のもの) ※融資元が金融機関以外の場合は当該融資元に係る残高証明書		1部	
	○	申請者(譲受人等)が法人の場合				
		1 法人登記簿謄本		法務局	1部	
		2 定款			1部	
		○	住民票 ※譲受人のもの	(市)市民課	1部	
	○	○	仮登記、処分禁止の仮処分登記等の場合は抹消同意書		1部	
	○	○	委任状(手続き等を行政書士など第三者に委任する場合)		1部	
	○	○	確認書(代理人が作成した申請書の内容を理解した上で、そのとおり事業を行う旨 の確認)		1部	

	確認事項等	照会先等	チェック欄
立地基準等	地域計画 （ 区域内 [計画の変更 必要 ・ 不要] ・ 区域外 ）	(市)農政課	
	農振農用地 （ 該当する ・ 該当しない ）	(市)農政課	
	農地区分 （ 第1種 ・ 第2種 ・ 第3種 ）	(市)農業委員会	
	都市計画法の用途地域 （ 該当する[] ・ 該当しない ）	(市)都市計画課	
他法令等（主なもの）	都市計画法の開発許可 （ 該当する ・ 該当しない ） 1,000㎡以上の土地の区画形質変更 ※認可申請書受理確認後に受付。同日付け許可。	(市)都市計画課	
	盛土規制法 （ 該当する ・ 該当しない ） 一定規模を超える土地の形質変更や一時的な土石の堆積を行う場合 ※採石法、砂利採取法の認可に基づくものは対象外 ※通常の営農行為の範囲で行われる整地、堆肥等の投入は対象外	(県)都市政策課 (市)都市計画課	
	土砂条例 （ 該当する ・ 該当しない ） 外部から土砂等を搬入し、土地の埋め立てや盛土、一時的に堆積する場合 ※採石法、砂利採取法の認可に基づくものは対象外 500㎡未満の農地改良は対象外 500㎡未満の宅地分譲、集合住宅、商工業施設等は対象外	(市)生活安全課	
	日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例（出力10kW以上） （ 該当する ・ 該当しない ） 保全区域内（許可） 事前協議終了後に申請してください 保全区域外（届出） 担当課と協議後、届出の段階で申請してください。	(市)環境森林課	
	採石法、砂利採取法 （ 該当する ・ 該当しない ） 認可申請書受理確認後に受付。同日付け許可。	(市)商工課	
	埋蔵文化財等の確認 （ 該当する ・ 該当しない ） 遺跡等の周辺で工事等を行う場合は市文化財課に届出が必要になります。	(市)文化財課	
	風致地区条例 （ 該当する ・ 該当しない ） 所野、七里、野口、宝殿、萩垣面の一部 建築物の建築、土地の造成・開墾、木竹の伐採、土石の採取等	(市)都市計画課	
その他	現地に申請地の範囲を明示してください。 ※現地調査の際、転用区域等を確認しますので、杭打ち等を行ってください。	—	
	相続税・贈与税の納税猶予を受けた農地か確認してください。 相続税・贈与税の納税猶予をしている場合、猶予がなくなることもあります。 税務署に確認してください。	—	
	住宅敷地の基準面積 農家住宅の場合 1,000㎡ ・ 一般住宅の場合 500㎡	—	

《注意》 ※申請内容によっては、添付書類に追加・変更等がある場合があります。

【農地転用許可後の提出書類について】

* 許可に係る工事が完了するまでの間、下記の書類を提出していただくことになっておりますのでご承知願います。

- ①工事進捗状況報告書
- ②工事完了報告書

特記事項	
------	--

転用目的により必要となる添付書類等

宅地分譲

	書類の内容	請求先等	提出 部数	チェック 欄
必要 書類	建売住宅、宅地分譲の転用実績書		1部	
	宅地建物取引業免許証の写し		1部	
	(建売分譲の場合は上記に加えて)			
	当該申請に係る土地の全てに関する標準的な建物の面積、位置等を表示する図面		1部	
	農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書案 ※「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務処理要領」の要件を満たす 契約内容であること。 →土地の売買契約後概ね3ヶ月以内に建築請負契約を締結すること等		1部	
	確約書 ※ 農地転用許可に係る土地の全てを販売することができない時は、当該土地に自ら 住宅を建設する旨を記載すること。		1部	

砂利採取等

	書類の内容	請求先等	提出 部数	チェック 欄
必要 書類	採取計画認可申請書写し		1部	
	砂利採取等に係る農地転用実績書		1部	
	埋土用土石の確保を証する書面(売買契約書の写し)		1部	
	農地復元の保証書 ①砂利採取業者で構成する法人格を有する団体による保証書 ②処理基準通知第6の1の(1)の①のウの(ア)のbに基づく書類		1部	
	搬出入路からの運搬路の表示(通行可能な道路化等)		1部	
	隣接地の同意書(保安距離確保等のための境界同意)		1部	

資材置場

	書類の内容	請求先等	提出 部数	チェック 欄
必要 書類	事業経歴書、決算書等 ※事業規模から資材等の数量、置場面積の必要性を確認できるもの		1部	
	農地転用実績書 ※過去に資材置場等を目的とした農地転用許可を受けている場合		1部	

駐車場

	書類の内容	請求先等	提出 部数	チェック 欄
必要 書類	事業概要について記した書類 ※駐車場を必要とする台数、駐車スペースの配置等を記載		1部	
	農地転用実績書 ※過去に資材置場等を目的とした農地転用許可を受けている場合		1部	

太陽光発電設備

	書類の内容	請求先等	提出 部数	チェッ ク欄
必要 書類	経済産業省の事業計画認定状況が確認できる書面の写し		1部	
	電力会社との接続の同意を証する書類の写し		1部	
	事業概要について記した書類 ・パネルの仕様(メーカー、寸法、出力など) ・パネルの設置枚数 ・設備の最高出力 ・年間発電量見込 ・売電単価 ・年間売電見込額 ・年間の維持管理費 ・契約年数		1部	
	(営農型の場合は上記に加えて)			
	営農型太陽光発電設備の下部の農地における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した営農計画書(様式第1号)		1部	
	営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる書類(様式第2号)		1部	
	(ア) 日光市において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合 ・ 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者(普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等)の意見書(様式第3号) ・ 申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績のわかる書類 ・ 単位面積当たりの収穫量の根拠を含む栽培理由(様式第4号)		1部 1部 1部	
	(イ) (ア)以外の場合 次に掲げるいずれかの事項を記載した書類 a 下部の農地で栽培する農作物について、日光市における生産量及び品質に関するデータ(試験研究機関による調査結果等) b 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者(普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等)の意見書(様式第3号) c 当該申請に先行して下部の農地において耕作事業を行う者の栽培実績(日光市において行われているものに限る。)		1部	
	営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な費用を営農型太陽光発電の設置者が負担することを証する書面(様式第5号)		1部	
	毎年、下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を提出することを誓約する旨を記載した書面(様式第6号)		1部	

※10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は「日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例」に基づく手続きが必要になります。